

塩谷町指令くらし第 108 号

住所 那須塩原市井口 198 番地 1
氏名 株式会社 真田ジャパン
代表取締役 五月女 大造

令和 5 年 8 月 24 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条（第 5 項）の基準に適合するので、次の条件を附して許可する。

令和 5 年 9 月 11 日

塩谷町長 見形 和久



条件

許可の期間	自 令和 5 年 10 月 1 日より 至 令和 7 年 9 月 30 日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（多量排出にのみ限る）
収集運搬及び処分の別	収集運搬
対象区域	塩谷町全域 （塩谷町社会福祉協議会との協定に基づく活動により発生した一般廃棄物に限る）
取扱手数料	取扱手数料は、町が認めた公正価格とする。 その徴収方法は、現金及び口座振替、小切手とする。
環境衛生上必要な措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めること。